

～ みえ安心おもてなし施設認証制度 制度に関するQ&A ～

質問番号	分類	質問	回答
1	対象	どのような施設を対象とするのか。	宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業を対象とします。詳しくは、ホームページをご確認ください。
2	対象	なぜ飲食店向けの制度と同時に開始しなかったのか。	飲食店は飛沫等による感染リスクが他と比べると比較的高いと考えられたため、先行して実施していました。宿泊施設や観光関連施設においても、今後旅行需要の喚起を行っていくため、感染防止対策をこれまで以上に徹底し、旅行者の皆さんが安心してこれらの施設を利用できるよう、安全・安心な環境づくりを進めていく必要があると考え、認証制度を導入することとしました。
3	対象	なぜ宿泊施設のうち「下宿」は対象外なのか。	本制度は旅行者向けの施設を対象としており、一月以上の長期の宿泊を目的とする下宿は、旅行者向けとはいえないため、対象外としています。
4	対象	申請(認証)の単位は施設ごとに行うのか。	基本的には施設(事業)ごとをお願いします。
5	対象	一つの施設で複数の事業を営んでいる場合の申請(認証)の単位はどうなっているか。	ケースバイケースとなりますので、お問い合わせください。なお、宿泊施設については、宿泊者以外の一般客が利用する飲食店がある場合、宿泊施設の認証と飲食店の認証の両方をとっていただくよう推奨します。
6	申請書	どのように申請するのですか。また、申請書類はどこで入手できますか。	<p>ホームページから直接、申請(入力)可能です。                      ホームページの入力によらず、このホームページから申請書を印刷して送付していただくことも可能です。                      また、申請書類は、「三重県観光事業者支援金」や「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」の手続きをされた方に送付させていただきます。                      パソコン・スマホがお手元にはない場合は、以下の住所に封書にて、申請書を請求していただくことも可能です。</p> <p>【申請書送付先(申請先)及び申請書請求先(書類取寄せ先)】                      請求先 〒514-0006                      三重県庁内郵便局 局留                      観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度事務局」                      (あんしん みえリア)事務局 (電話番号:059-224-3175)</p> <p>【お願い】                      ※申請書類を取り寄せる場合は、必ず封書にてその旨を明記し、返信用封筒(返信先の住所を記載し、切手(長3封筒の場合94円分)を貼付)してください                      ※新型コロナウイルス感染症予防の観点から持参はご遠慮ください。また、申請書をPDFファイル化するなどして提出することはできません。</p>

質問番号	分類	質問	回答
6	現地確認	申請後の手続きはどうなりますか。	申請に基づき、調査員が現地確認を行います。
7	現地確認	現地確認にはどのぐらい時間がかかりますか。	施設の大きさなどにもよるため、一概には言えませんが、1施設当たり1～2時間程度の見込みです。
8	現地確認	現地確認は事前に訪問時間を決めるのですか。	申請に基づく現地確認の場合は事前に訪問時間を決めますが、利用者から認証基準違反等の通報があった場合の現地確認については事前の予告なしに訪問することがあります。
9	感染者の発生	認証後に従業員や利用者に感染者が発生した場合、認証はどうなりますか。	認証の効力が一時停止されます。また、確認の結果、その原因が感染予防対策を怠ったことや事業者、従業員の故意若しくは過失によることが明らかになった場合など認証が取消される場合があります。
10	感染者の発生	認証後に従業員や利用者に感染者が発生し、認証の効力が停止した場合、その後は認証を受けることはできませんか。	感染者発生の原因が予防対策を怠ったものではないことや、従業員の故意または過失でないことがわかり、認証施設での感染拡大の危険がなくなったと判断できた場合、県に申し出ていただくことで、認証マークの利用、観光事業者版「みえ安心おもてなし認証施設」の名称を再使用することができます。